

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和4年 2月 14日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

神奈川水再生センターNo. 4 4雨水ポンプ二次短絡装置緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

神奈川区千若町1丁目1番地

3 契約日

令和3年10月1日

4 履行日又は履行期間

令和3年10月1日から令和4年1月31日まで

5 契約金額

¥2,585,000.-

6 契約の相手方（名称及び所在）

東芝インフラシステムズ株式会社 関東水・環境システム営業部長 大浦 公仁
川崎市幸区堀川町72番地34

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

神奈川水再生センターNo. 4 4雨水ポンプ二次短絡装置が焼損し、雨水排水機能が不能となり、浸水被害により市民生活に重大な支障が生じる恐れがあるため緊急に設備の回復を図る必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

東芝インフラシステムズ株式会社は委託点検にて不具合を発見した業者で、早期の対応が可能であり、施工能力を有した事業者です。

したがって、本工事を緊急に施工できる体制を有している東芝インフラシステムズ株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課 環境創造局神奈川水再生センター